

議案第 7 7 号

飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

岐阜県要綱の廃止及び改正に伴う改正

飛驒市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を 改正する条例

飛驒市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例（令和元年飛驒市条例第1号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「岐阜県ライフライン保全対策事業実施要綱（平成31年4月1日防第14号）第1条」を「清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日環政第731号及び林第756号）第2条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
(趣旨) 第1条 この条例は、飛騨市が行うライフライン保全対策事業(<u>岐阜県ライフライン保全対策事業実施要綱(平成31年4月1日防第14号)第1条</u>)に規定する事業。以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。 以下 略	(趣旨) 第1条 この条例は、飛騨市が行うライフライン保全対策事業(<u>清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱(平成24年3月23日環政第731号及び林第756号)第2条</u>)に規定する事業。以下「事業」という。)に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例について
担 当 部	総務部
提 案 理 由	岐阜県要綱の廃止及び改正に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により徴収する分 担金の必要な事項について所要の改正を行うもの。
条 例 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 「岐阜県ライフライン保全対策事業」が県の財源確保のため「清流の 国ぎふ森林・環境基金事業補助金」に統合されたことに伴い、本条例が 引用している県の要綱名を改正するもの。 令和7年度の事業についてはすでに事業を進めており、事業完了後に 一般送配電事業者から2分の1を分担金として徴収する。 事業費の4分の1が県からの補助金で、残りの4分の1を市が負担す るもの。 （第1条関係）
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	公布の日（適用日：令和7年4月1日）
備 考	